

消費生活センターがスタートしました

複雑化・深刻化する消費生活相談に、より適切に対応するため、サザンセト1市4町が連携して広域消費生活センターを設置し、平成28年4月1日から業務を開始いたしました。

柳井地区広域消費生活センターは、周防大島町、柳井市、上関町、田布施町、平生町にお住まいの方々の消費生活相談を受付けます。

【消費生活センターとは…】

消費生活に関する専門の相談員が、訪問販売や電話勧誘のトラブル、多重債務問題、製品事故などの相談について解決を図るのにふさわしい手続きや、情報の提供、事業者との話し合いのあっせん、適切な機関への紹介などを行います。また、消費者啓発講座も行っています。お気軽にご相談ください。



困ったときは
消費生活センターに
ご相談ください。
柳井地区広域消費生活センター
☎ 0820 (22) 2125



【相談窓口のご案内】

☎ 0820 (22) 2125 (直通)

場所 柳井市役所3階 商工観光課内

相談日 月～金(祝日・年末年始を除く)

相談時間 午前8時30分～午後5時15分(相談受付は午後5時まで)

【ご相談いただくときのポイント】

ご相談いただく場合には、あらかじめ次のような点を整理しておかれると、相談がスムーズに進みます。業者が持ってきたものは全部保管しておくようにしましょう。

相談時に整理しておきたいポイント

- ・ 契約年月日
- ・ 契約した場所、状況
- ・ 商品、サービスの名称
- ・ 契約した会社等の名称、担当者、連絡先
- ・ 契約金額
- ・ 業者の勧誘や説明内容
- ・ 契約書面、パンフレットなど

田畑の農作物をイノシシなどの有害鳥獣から
守るため防護柵資材費を補助します

申請されてから承認するまでに10日程度要しますので、早めに申請してください。

また、資材購入後の申請は受付できませんので、ご注意ください。

■ 補助の対象となる資材

有害鳥獣による農作物等の被害防止対策のために設置する電気柵、防護ネット、金網柵、トタン柵等の防護柵の資材

■ 補助の対象地

町内の耕作地であれば、面積要件はありません。(ただし、電気柵柵の設置については、面積200㎡以上)

※所有者または耕作者が町外の方でも申請できます。

■ 補助金の額

○ 補助金の額は、防護柵の設置に要した資材費の2分の1以内(千円未満切り捨て)。

○ 1件あたり5万円が上限。

※ただし、平成25年度～平成27年度に補助金を受けて設置済みの耕作地については、補助金の申請はできません。

■ 問い合わせ

農林課農林振興班
☎ 0820 (79) 1002

事務手続きフロー図

